# 令和<br/> ・<br/> 年度<br/> セーフティネット専用住宅<br/> ・<br/> セーフティネット<br/> ・<br/> ・<br/>

該当年度の様式をご使用ください。

# 交付申請 必須書類様式 改修工事【共同居住型以外】

### \*記入および提出の注意事項

本様式は、【共同居住型以外】の補助金の申請を行う「交付申請」に必要な書類の様式を収めたものです。上掲の標題が当該事業用のものであることを確認してください。

別紙「記入例」の注記を参照し、書類を作成してください。

必ず事前審査(電子ファイルを交付事務局に送り内容を調整する)を済ませてから、このExcelと PDF化した様式を他の提出書類と共に、一括して電子メールで送付してください。

※様式のPDFは正式な提出時のみで結構です。

### [書式の使い方について]

あらかじめ計算式が埋め込まれたセルがあります。

不用意な操作で計算式を壊したり、削除されたりしないようにしてください。 ただし、設定に不具合がある場合は、正しい内容で上書きしていただいて結構です。

※原則として

<mark>黄色に着色したセル</mark> 白色のセル

に記入していただきます。

は、自動的に記入されるセルです。

提出後に交付事務局が使用しますので計算式を壊さないようにご注意ください。

- ・Excel形式でファイルを提出される際には、保存する電子ファイルの保存形式をMicrosoft社の Excel2007以降のバージョン形式としてください。
- 令和4年度事業から様式内で押印は不要になりました。

#### [記載上の注意]

- 用紙の大きさは、日本工業規格で定めるA4とし、縦位置を基本としてください。
- PDF化したとき文字が切れないように、最後にご確認ください。
- 「住宅の名称」はセーフティネット住宅情報提供システムに登録予定の建物名称としてください。
- 「提出リスト」シートB2セルに申請者名(法人名または個人名)を記入してください。
- ・セーフティネット専用住宅改修事業(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業費補助金)における共同事業実施規約は、共同事業者がいらっしゃる方のみご提出いただきます。

株式会社 SN住宅 •

### 法人名または個人の場合は氏名をご記入ください。こちらに記入すると、 以下の用紙には自動で入力されます。



# 【セーフティネット専用任名以修事業】父何申請提出書類リスト 改修工事【共同居住型以外】

提出書類			書式名称	留意事項	申請者確認欄	
	本書類	0	提出書類リスト			<b>√</b>
	確認、申告、誓約	0	確認書・申告書・誓約書(申請者)	必要な書類が揃ってい	ることを確認し、	<b>✓</b>
	確申	0	要件適合確認書(申請者)	チェックを入れてくださ	','°	<b>✓</b>
	確建	0	工事等に係る適合確認書(建築士)			<b>✓</b>
	様式1交	0	交付申請書			<b>✓</b>
	様式2交	0	補助金交付申請額•国庫補助金受入調書			<b>√</b>
_	様式3交	0	事業の概要及び補助要望額			<b>√</b>
申請	様式4交	0	事業費総括表			<b>√</b>
書類	様式5交	0	振込口座登録票	提出する書類全てに	チェックを入れてください。	<b>√</b>
共	様式6交住戸	0	対象住戸工事内容説明書【共同居住型以外(一般型)			<b>√</b>
	様式6交共用	0	共用部工事内容説明書 【共同居住型以外】			<b>√</b>
	様式6交子育	0	子育て支援施設工事内容説明書 【共同居住型以外】			<b>✓</b>
	別紙1	0	改修工事前の写真(外観・内観)			<b>√</b>
	委任状	0	委任状			
	面積按分参考	0	面積按分表			<b>✓</b>
	添付1		申請者が個人を確認する資料(運転免許証明証・健康		申請日より3ヶ月以内に発行されたもの	<b>✓</b>
	添付2	0	申請者の法人を確認する資料(商業登記事項証明書の	)写し等) 	申請日より3ヶ月以内に発行されたもの	Ш
	添付3	0	住宅確保要配慮者専用住宅の登録申請書(写)及び登	登録通知 (写)		
	添付4	0	額の確定通知書の写し ・既に本補助事業を活用した場合:交付事務局からの額の確定通知書の ・既に地方公共団体を通じた補助事業を活用した場合:地方公共団体を		「省エネ改修工事」を実施する場合の	<b>V</b>
	添付5	0	発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治がわかる資料 ・本補助事業を活用した住宅確保要配慮者専用住宅として登録したこと類・メールの写し等		「居住のために最低限必要な改修工事」を実施する場合のみ	<b>✓</b>
	添付6	0	居住支援法人が見守り等の居住支援を行うセーフティ 営するための必要な改修工事に伴う準備費用の支払い ・金融機関等の第三者により公的に支払済みであるこ ・交付申請時に提出が出来ない場合は、完了実績報告	Nを証明する資料(写) ことが証明できる書類	交付申請時に提出が出来ない場合は完了実績 報告時に提出	<b>✓</b>
	添付7	0	住宅等の耐震性を確保する見込みについて(登録先に提	出した書類の写し等)		<b>√</b>
	添付8	0	対象建築物の権利関係を示す資料(登記全部事項証明書	・賃貸借契約書の写し等)	申請日より3ヶ月以内に発行されたもの	<b>✓</b>
	添付9	0	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業に係る所有者	・転貸人確認書	賃貸人と所有者等が異なる(サブリース)場 合に提出	<b>√</b>
	添付10	0	建築士の免許証の写し及び建築士事務所登録証明書等	ティア ラファ ラファ ラファ ラファ ラファ ラファ ラファ ラファ ラファ ファイン アイス		<b>√</b>
	 添付11	0	  融資の内諾を証する書面の写し(住宅金融支援機構の場			
	 添付12	0	  工事費内訳書(一式表示は行わず具体的な工事内容が判断	できるように記載)		
	添付13			確認申請が必要な改修工事の場合	<b>✓</b>	
	 添付14	添付14 ( ) 既存建物の付近見取り図(案内図)			<b>✓</b>	
	添付15					<b>▽</b>
	添付16					<b>▽</b>
	添付17		改修後建物の求積図、面積表(按分面積がわかるもの	))		<b>▽</b>
	添付18	_				
	W.I.D. I.O.		改修後建物の住戸タイプごと及び共用部分の平面詳細		調査設計計画(インスペクションを含む)を補	
	添付19	0	インスペクション調査結果報告書等		制量は引き回(インスペンションを含む)を押 助対象として完了実績報告を提出していない場合は必要	
	添付20	○ その他、交付事務局が求める書類				

◎:必須資料、○:事業内容により必要

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力さ<sub>【SNJ】</sub>確認、申告、誓約 れます。正しく入力されているかご確認ください。

#### セーフティネット専用住宅改修事業

#### 1. 確認書

- 本事業実施にあたっては、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局(以下、交付事務局)が配布する交付申 請要領を遵守すること。また、交付事務局から、円滑な事業実施のために必要な協議・資料提出等について指示を受けた場 合には誠実に対応すること。
- 本事業において補助対象とする費用について、本事業補助以外の国費を含む補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適 正化法第2条第4項第一号に掲げる給付金及び同項第二号に掲げる資金を含む。)を含むものでないこと。
- 次の場合には補助金が交付されないこと。
  - 補助金の交付に際して必要な手続きを行わない場合
  - 著しい書類の不備等により交付申請の内容や完了実績報告の内容が確認できない場合
  - 実施された事業の内容が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件を満たしていない場合 (事業の内容を変更することについて、交付事務局の承認又は確認を得ている場合を除く。)
- 本事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理 し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用をおこなうこと。
- 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこ れに基づく交付事務局の処分に違反したことにより、交付事務局から補助金の返還を求められた場合には、補助金の返還を 行うこと。
- 平面計画の変更等や工事日程の変更等による出来高の増減などにより、補助事業に要する事業内容が変更する場合は、交 付事務局まで迅速に連絡をし、交付変更承認の申請を行うこと。
- 交付事務局が行う資料請求及び現場検査に協力すること
- 補助事業の実施結果の報告を行うとともに、結果の公表に対応すること。 国土交通省又は交付事務局等が行う、利用状況・管理状況等についての定期的な調査、事業実施後のフォローアップに関 する調査、アンケートやヒアリング、本推進事業の普及啓発のためのシンポジウム・パンフレット等への事業内容やその成 果の掲載等に協力すること。

#### 2. 申告書

本補助金の交付申請にあたり申請の制限に係る事案の有無等について、過去3ヵ年度内に国土交通省住 宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことが無 いことを申告いたします。

※本補助金の交付後に、当該申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、 本補助金を返還(補助金の交付から返還時までの法定利息に係る分を含む)します。 (参考)

令和●年度 交付規程第14 交付決定の取り消し

- 1. 次の各号のいずれかに該当するときは、交付事務局は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、 その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
  - 一、事業主体が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合

  - 二、事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合 三、交付の決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - 四、前三号に掲げる場合のほか、事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく 国土交通大臣ないし交付事務局の処分に違反した場合

### 3. 暴力団排除に関する誓約書

本補助金の交付申請にあたり、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該 当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を 被ることとなっても、異議は一切申し立ていたしません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であること又は法人等の役員等(個人であ る場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与してい る者をいう。以下同じ。) が暴力団員(同法第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ) であること
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴 カ団又は暴力団員を利用するなどしていること。 (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して,資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的
- に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していること。 (4)役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら れと社会的に非難されるべき関係を有しているこ

申請者

上記1~3について確認、申告、誓約致します。

令和 ● 年 8 月 1  $\Box$ 

事前審査提出日ではありません。 正式に交付申請書を提出する日付を記入します。 事前審査中は、空欄としてください。

法人の場合は代表者役職・代表者氏名 個人の場合は氏名のみ記入してください。

法人名 株式会社 SN住宅

氏名 (代表者名)

代表取締役 住宅花子

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

【SNJ】確申

### セーフティネット専用住宅改修事業

### 交付申請要件適合確認書(申請者)

			要件の確認 1~6		申請者確認欄		
	登	1	住宅確保要配慮者専用の住宅として登録されるもの(以下、「専用住宅」とい	う。) であること	<b>✓</b>		
	録	2	2 当事業による補助を受けた専用住宅として10年以上登録するものであること (セーフティネット住宅情報提供システムで、登録期間120ヶ月以上が確認できる。	<b>Z</b> )	<b>√</b>		
	家賃	3 入居者の家賃の上限額が家賃算定基礎額(収入分位が40%を超え50%以下の場合を想定)に規模係数及びまでは立地係数を乗ぶて得た額(は京島本産業75~3)との、京港で、長屋港でについては、家賃と開館を従並の					
		4	1 入居者(世帯)が次の①~⑯のいずれかに該当する者(世帯)であること				
			①高齢者		<b>✓</b>		
			②障害者 該当する書類全てにチェックを入れてください。		<b>✓</b>		
			③子どもを養育している者				
事業要件			④被災者				
			⑤低額所得者				
			⑥外国人				
		Ī	⑦中国残留邦人				
	入居	İ	⑧児童虐待を受けた者				
	者	Ī	⑨ハンセン病療養所入所者等				
	*	Ī	⑩DV被害者				
		Ì	10 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
		Ī	(②犯罪被害者等 に定める住宅確保要配慮 た場合は、その内容を配入				
		İ	③更生施設退所者	<del></del>			
			(4生活困窮者				
		Ī	⑤被災者(準ずる区域として国土交通大臣が定めるも				
		İ	⑥ 賃貸住宅供給促進計画に定める住宅確保要配慮者				
			( 要配慮者:LGBTをはじめとする性的マイノリティ	)	<b>√</b>		
			」 5 地方公共団体の空家等対策計画等(供給促進計画、地域住宅計画等)において 引入居賃貸住宅への有効活用等の推進が位置づけられていること	、空家の住宅確保要配慮者円	<b>V</b>		
	そ		( 計画名: 〇〇県賃貸住宅供給促進計画	)			
	の他	6	居住支援協議会等が住宅確保要配慮者円滑入 居住支援協議会等と連携に係る取組を行って	しを行う等、地方公共団体が	<b>✓</b>		
		7	賃貸住宅供給促進計画(住宅セーフティネッ 法第5条第1項に規定する都道R 法第6条第1項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画 と皆す)を策定している フティネット登録住宅であること	可県賃貸住宅供給計画及び同 3地方公共団体の管内のセー	<b>√</b>		
			( 地方公共団体名:	)(●●県●●市まで)			
※ 補助対象となる入居者は、セーフテ 位置付けが記載されている計画名称を記入してください。 上記の事業要件を確認しました。 上記事業要件に合致しておりますの 補助金を返還します。							
令	和		申請者 株式会社 SN住宅 ● 年 8 月 1 日 法人名				
			氏名 (代表取締役 住宅花子				

## 提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

建築士の記載書類です。

#### セーフティネット専用住宅改修事業

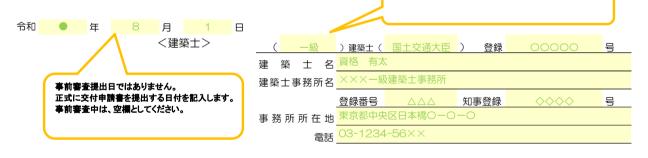
工事に係る要件適合確認書【確認申請あり】(建築士)

	適合確認項目	確認申請が必要な改修工事	建築士確認欄				
	バリアフリー改修工事	の場合はこの様式を使用して	<b>✓</b>				
	耐震改修工事	ください。					
	共同居住用住居に用途変更するための改修工事		<b>✓</b>				
	間取り変更工事(変更後の間取について、法令に適合している事)						
	子育て世帯対応改修工事(子育て支援施設の併設に係る工事を含む)	申請する工事内容が、補助要件に適合している	<b>✓</b>				
補助	防火·消火対策工事	ことを確認してチェックを入れてください。					
対	交流スペースを設置する工事						
象改	省工ネ改修工事						
以 修	安否確認のための設備の改修工事						
エ	防音・遮音工事						
事の要	居住のために最低限必要な改修工事(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に 事前登録等されたものに限る)						
要 件	調査において居住のために最低限必要と認められた工事						
	居住支援協議会等が必要と認める改修工事						
	居住支援法人が見守り等の居住支援を行うセーフティネット登録住宅として運営するために必要な改修工事						
	インスペクション(調査・検査)の報告書に基づいた改修工事(インスペクションを実施した場合)						

木造の住宅等の構造性能確認書	建築士確認 欄
令和7年4月1日施行後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅等	<b>✓</b>

※階数が2階以下、かつ床面積が300㎡以下の木造住宅等を改修し、確認申請にあたって壁量計算を実施する場合

確認してチェックを入れてください。



提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

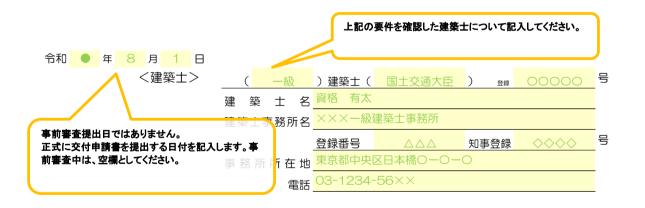
### ヒーフティネット専用住宅改修事業

建築士の記載書類です。

工事に係る要件適合確認書【確認申請なし】

	適合確認項目		建築士確認欄					
工事等	等の計画が建築基準関係規定に適合するものであること	確認申請が不要な改修工事の場	<b>✓</b>					
	バリアフリー改修工事	合はこの様式を使用してください。	<b>✓</b>					
	耐震改修工事							
	共同居住用住居に用途変更するための改修工事		<b>✓</b>					
	間取り変更工事(変更後の間取について、法令に適合している							
	子育て世帯対応改修工事(子育て支援施設の併設に係る工事を	をに適合していることを確認して チェックを入れてください。						
補助	防火•消火対策工事	7 1 7 2 7 4 5 6 7 2 6 5 7 8						
対	交流スペースを設置する工事							
象	省工ネ改修工事							
改 修	安否確認のための設備の改修工事							
エ	防音・遮音工事							
事の要	居住のために最低限必要な改修工事(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に 事前登録等されたものに限る)							
件	調査において居住のために最低限必要と認められた工事							
	居住支援協議会等が必要と認める改修工事							
	居住支援法人が見守り等の居住支援を行うセーフティネット登録住宅として運営するために必 要な改修工事							
	インスペクション (調査・検査) の報告書に基づいた改修工事 (インスペクションを実施した 場合)							

本適合確認書の作成者は改修工事を実施する建物について、当該建物を新築する場合の設計・工事監理ができる建築士資格を有する建築士であり、かつ都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。



【SNJ】様式1交

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。 正しく入力されているかご確認ください。

令和 ● 年 8 月 14 日

事前審査提出日ではありません。

住宅確保要

令和●年度セーフティネット専用住宅改修事業

# 交付申請書

正式に交付申請書を提出する日付を記入します。 事前審査中は、空欄としてください。 【共同居住型以外】住宅への

令和●年度スマートウェルネス住宅等推進事業に要する費用について、福助金の支付を支げるため、行和 年度スマートウェルネス住宅等推進事業交付規程(セーフティネット専用住宅改修事業)第6の規定により、 関係書類を添えて下記の通り申請します。

対象住宅の正式名称をご記入ください。 記 住宅の名 称 スマートウェルネスアパート 住宅の所在地 東京都世田谷区×町1979-\*\*\* 該当するチェックボックスを■にしてください。 地 □ 建物所有者 賃貸人 該当する口をチェックしてください。 3 (フリガナ) カブシキカイシャ 法人名 株式会社 SN住宅 該当するチェック (フリガナ) ボックスを■にし 所属·役職 代表取締役 てください。 (フリガナ) 氏名 個人 🗍 身分証明証 住所 111-0000 東京都千代田区神田〇一〇-〇 商業登記現在事項 証明書写し 電話 03-6666-XXXX 法人 e-mail の有無 □ あり(共同事業) ■ なし(単独事業) 交付申請者と異な 確認ができる書類、法人の場合は法人の実在(#ail 名・代表者役職・代表者氏名、個人の場合はB 該当するチェックボックスを■にしてください。 る場合はご記入く ださい2,3に 交付申請者と同じ場合は記入は不要です。 2 法人名 ■ 住宅の所有者 所属·役職 配慮 氏名 住所 個人 📕 123-0000 東京都新宿区下落合○-○-● 法人 🔲 電話 3 法人名 交付申請者と異なる場合はご記入ください。 所属·役職 □ 住宅の賃貸人 同一の場合は、未記入。 氏名 住所 (都道府県から記入) 個人 🗆 電話 法人 🔲 4 (フリガナ) 法人名 株式会社 SN住宅 本交付申請に係る 市政ヤン (フリガナ) 所属·役職 企画部 該当するチェック ボックスを■にし (フリガナ) タロウ 氏名 てください。 太郎 住所 東京都千代田区神田〇-〇-〇 111-0000 03-6666-XXXX 電話 個人 🗆 緊急連絡先 090-1111-法人 e-mail

※事務担当者は交付決定通知書等の重要書類の送付先になります。平日の日中に連絡が可能で確実に書類が受け取れる連絡先を 明記してください。

※交付申請者の委任により全ての事務を事務担当者に代行することは可能です。事務局から申請や工事について確認する場合が ありますので、平日の日中に連絡を取れる方としてください。交付申請者に属さない方へ委任される場合は委任状を添付してく ださい。

•	申請者 式会社	名) İ SN住	宅 🥌		•••	居住型以外)のシート 正しく入力されている			[SNJ]	様式2交
	こ総事	業費·補助	対象外項	を記入すると、白色セル 事業費・補助対象事業		浦助金交付申	語額		交「事業総 記入してく	
Œ	字確性	動入力され 事業区分 早悪配信 主宅改修?	考恵田	確認ください。 総事業費 (a)		補助対象外 事業費 (b)	補助対象 事業費 (c)= (a)-(b)	補助率	補助要	望額
住	宅部分	専用住宅	10 戸	10,350		1,004	9,346	1/3	3,1	15
	宅部分 象費用 ヨ		0 F	0		0	0		С	)
施	設部分	子育て 支援施設	1 施 1 設	2,495		217	2,278	1/3	75	i9
	交位	付申請額	合計	12,845		1,221	11,624		3,8	74
M (ATT THE LOW)-HOLD			镇」:		「1/3」または「戸当り上限」より、該当する補助					
(b) のうち、他の補助金が含まれている場合は以下に記入のこと。 事業名: 様式3交「専用住宅の補助要望額」「子育て 支援施設の補助要望額」を記載すると白色 セルに補助要望額が自動入力されます。ご 確認ください。						色				
	く記載上の注意> 1)変更申請の場合には、変更前の記載内容を上段( )書きで記載すること。 2)(c)には、他の補助金を含めることはできません。 3)千円未満の端数については切り捨てること。									

### 国庫補助金受入調書(調査設計計画(インスペクションを含む)) (単位:千円)

補助	加金交付決定	<u></u> 直通知		8	額の確定通知		摘要
年 月 E	3	金額	年 月	В	金額	累計	103
令和●年5月30日 846			令和●年7月	316⊟	846	846	調査設計計画
調查設調查	 役計計画の交付	寸申請の内容を記入	してください。		調査設計計画の完 確定済の場合は、そ		
	国国	<b>蓮補助金受入</b>	調書(補助	助金等	の受領履歴等の	確認)	
事業第	色囲に補且	力金の受領履	歴あり			□ なし	
事業範囲に	二補助金0	D受領履歴「	あり」のt	場合の	み		
本事美	(セー)	フティネット	専用住宅	改修事	業)		
口 住宅					!住宅セーフティ :事業及び住宅確		
口その作	也 補助	事業名:					
補助金交付	寸決定通知	(単位:千円)		額の確	定通知 (単位:千円)		摘要
年月日 金額			年 月	В	金額	累計	10女
令和〇年6月30日 200		令和〇年8月	316⊟	200	200	令和〇年度事業	
				こ本事業で こください。	で補助を受けたことがある	場合に	

ださい。

11 月

В

関係会社等

では無い

4.工事概要

Т

定

内

容

請負契約予定日

改修丁事 予定期間

発注予定工事施工者

予定方式

工事費支払方法■ 自己資金

工事発注

令和

令和

請負施工

着工

● 年

● 年

П

□ 金融機関融資

月

月

申請者自ら(自社施工)

В

日 竣工

( □ 融資内諾証添付)

令和

□ 未定・その他(

発注先との

関係

● 年

関係会社等

## 提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

【事業費総括表】

(注) : 原則として黄色に着色したセルに記入してください。他のセルは自動的に記入されるセルです。 計算式を壊さないようご注意ください。

1. 対象住戸補助対象共用部工事費の算出(税別)

「面積按分参考」で算出した補助対象住戸 面積按分比(t2)を転記してください。 ただし、全住戸が補助対象である場合は1 を入力してください。

t2 補助対象住戸 面積按分比

0.8333

t2は面積按分表で算出した、住戸面積の合計に対する補助対象住戸面積の合計の比率です。

(単位:円)

見積内訳書の共用部分工事費を記入してく ださい。

イ 共用部工事費

750,000

イは見積書に記載された工事費のうち、共用部の工事費合計金額を記載してください。

(単位:円)

見積内訳書より、住宅専用部分工事費を算 ク 補助対象丁事費の賃出出して、記入してください。

(単位:円)

【SNJ】様式4交

 . 網助刈家工事質の昇出 <b>門</b> 流列	10×10 € 1/2€0 8			<u>(単位:円)</u>
工事項目	工事費計	補助対象外工事費	補助対象工事費	備考
住宅部分改修工事費				
専用住宅部分工事費	8,789,712	799,901	7,989,811	
共用部分工事費	イを転記 <b>750,000</b>	125,025	ロを転記 624,975	補助対象住戸 面積按分
補助対象外住宅等工事費	0	0		
直接工事費 計	9,539,712	924,926	8,614,786	
諸経費等共通費	810,288	78,562	731,726	直接工事費按分
合計①	10,350,000	1,003,488	9,346,512	
施設部分改修工事費				
子育て支援専用部分工事費	2,300,000	200,000	2,100,000	
補助対象外施設等工事費	0	0		
直接工事費 計	2,300,000	200,000	2,100,000	
諸経費等共通費	195,000	16,957	178,043	直接工事費按分
合計②	2,495,000	216,957	2,278,043	
総工事費(①+②)	12,845,000	1,220,445	11,624,555	

- 注)住宅と施設の諸経費等共通費率はそれぞれの直接工事費に対し同率としてください。
- 3. 千円に単位を改めた金額:総額及び補助対象欄については切り捨て(補助対象外で合計値の整合性を 調整)

(単位:千円)

合計工事費(千円、税抜き)	総工事費計	補助対象外工事費	補助対象工事費	<u>備考</u>
住宅部分	10,350	1,004	9,346	
施設部分	2,495	217	2,278	

株式会社 SN住宅 👡

提出リスト調査設計のシートに記入すると、自動入力されます。 正しく入力されているかご確認ください。 【SNJ】様式5交

住	宅	の	名	称	スマートウェルネスアパート

住宅の名称を記入してください。
他の様式に記入した名称と異ならないように注意してください。

# 振込口座登録票

銀行名	
支店名	フリガナ トウキョウシテン (支店コード:×××) 東京支店 誤りがないよう注意してください。
預金種別 該当種別をチェック	● 当座
口座番号	右詰めで記入     6     4     9     ×     ×
口座名義	フリガナ カブシキカイシャ エスエヌジュウタク 株式会社 SN住宅

交付申請者名と一致した口座としてください。 法人の場合、代表者個人の口座は指定できません。

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入 力されます。正しく入力されているかご確認ください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住 戸がある場合は、シートを増やして、工事内容 ごとに記入してください。

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意り気候ですの異なる(上戸ごとに1シートにまとめて記入)

「同一住戸タイプかつ同一対象工事の場合は1シートにまとめて記入(対象住戸部屋番号は全て記入)>

住宅の名称	スマートウェルネスアパート
住戸の床面積	■ (既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上 改修前: 13.00×2 ㎡ 改修後: 26.00 ㎡
(異なる基準が定め	□ (既存住宅)各戸の床面積が13㎡以上 *共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を
られている場合は、	備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合
右欄の表記に関わら	□ 共用部分に、右記設備等を設置する □ 台所 □ 収納設備 □ 浴室 □ シャワー室
ずその基準に準ず	
る)	※居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、共同居住型賃貸住宅の基準を満たすこと
	□ 賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用(地域: 面積基準: m')
部屋番号	101 • 201 号室 住戸状況 ■ 空室 □ 既入居
付帯設備	改修前 ■ 台所 ■ 便所 □ 収納設備 ■ 浴室 □ シャワー室 ※既入居住戸 □ 改修時まで退去
13 1 le 0× M3	ckg   ■ 台所 ■ 便所 ■ 収納設備 ■ 浴室 ロシャワ 室 ( 号室) □ 対象者が入居済み
改修前後の住戸内	内の設備をチェックしてください。 補助対象工事(住戸)
	□ 手摺の設置 エ事内容が同様の住戸番号を記入してください。
	□ 段差解消 また、既入居住宅が複数あり、状況が異なる場合は住戸毎
	□ 廊下幅等の拡張
13011 3545	
ロ バリアフリー改修	□ 出入口の改良
工事	ご 浴室の改良
	(単)       (世)       (世) <td< td=""></td<>
	□階段の設置・改良
	□ 転倒防止
	車椅子使用者に必要な空間を確
セルをクリックすると、	
択肢が出てきます。 対象となる工事にチェ	、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
対象となる工事にチェ クを入れてください。	
	建築基準法に関する工事
用途変更□ するための	□消防法に関する工事
か修工事	- その他共同居住用住居の用に供
0.119 T. D	その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事
☑ 間取り変更工事	改修後の間取りについて 2住戸を1住戸にし、1Rから1LDKに間取り変更工事を行う。
フカナルサ	9.火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓の設置 浴室の水栓を2ハンドル式より1ハンドルサーモスタット付レバー
子育て世帯 対応	
対応 ひ修工事	選択してください 水栓カバー付きに変更
以廖工事	選択してください
防火・消火	消火設備   「選択してください」のセルをクリックすると、補助対象とす
対策工事	□ 警報設備
ハルエナ	□ 避難設備 <b>該当工事項目を、選んで表示させてください。</b>
□ 交流スペースを 設置する工事	
改直9 0工事	
	□ 開口部の断熱改修
□ 省エネ改修工事	□ 躯体(外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)
	LI ACT (VIII) ACT (ACT ACT ACT ACT ACT ACT ACT ACT ACT ACT

	安否確認のための設備の改修工事	<ul><li>□ 入居者の状況を検知する機器の設置</li><li>□ 通報装置の設置</li></ul>
		□ その他、国土交通省の協議による · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		□ 床の防音・遮音工事(二重床、床仕上げ材の改修等)
Г	防音•遮音工事	□ 壁・界壁の防音・遮音工事(多孔質吸音材料の設置等)
	的 B · 阿日丁争	□ 開□部の防音・遮音工事(防音サッシ、二重窓の設置等)
		□ その他、国土交通省の協議による
	居住のために最低	
	限必要と認められ た工事	
		□ インスペクション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事
	調査において居住 のために最低限必 要と認められたエ 事	□ 構造耐力上の安全性等
		□雨漏り・水濡れ等
ľ		□ 設備配管劣化等
		□ その他
		□ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事
	居住支援協議会等	
_	が必要と認める改 修工事	□ 防音性・遮音性の向上工事
	(専ら住宅確保要配	□ ヒートショック対策工事(浴室・脱衣室・便所・寝室)
	慮者の住環境の改善 に資する工事)	□ 防火・消火対策工事
	に貝9の工事)	<ul><li>□ その他の工事</li></ul>
	居住支援法人が見	居住支援法人名
	古住又振ぶ人が兄 守り等の居住支援	
	を行う登録住宅と	
	して運営するため	居住支援の内容
	に必要な改修工事	

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住 戸がある場合は、シートを増やして、工事内容 ごとに記入してください。

### 対象住戸工事内容説明書 【共同居住型以外】

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意し不気を重の異なる(上戸ごとに1シートにまとめて記入)

		<u> </u>	7 1 7 70 -	- 1 3	ハタエチ						₩ 210.±	( 00/ ( / /			
	住宅の名称	スマート	ウェルネ	スア	パート	該当	する登録基準	色をチェック	してく	ださい。					
	住戸の床面積		、既存住宅)	各戸(	の床面積が	18㎡以上	改修前	໌ງ: 13.0	0×2	m <sup>*</sup> 改修	後: 25.5	0 m²			
(異なる基準が定め られている場合は、			(既存住宅)	各戸	の床面積か	13㎡以上	*共用部分	こ共同して	训用す	るため適切な台	所、収納設備又は	浴室若しくは	シャワー	を	
					_======================================	+=0 m-+-					合と同等以上の居				
	闌の表記に関わら	L	」共用部分	ilc. Z	5記設備等	を設置する	5		台萨	听 🗆	収納設備 🗆	浴至 🗆	シャリー	至	
9"	その基準に準ずる)		※居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、共同居住型賃貸住宅の基準を満たすこと												
			賃貸住宅供:	給促進			3緩和された床面積基準適用(地域:				面積基準: ㎡)				
	部屋番号	102 •				• 202				号室	住戸状況	空室		既入居	
	付帯設備	改修前	台所		便所		収納設備	■ 浴室	_		※既入居住戸	□ 改修時記			
	הואטוקונו	₿修後	■ 台所		便所		収納設備	■ 浴室		シャワー室	(  号室)	□対象者な	が入居済	み	
	改修前後の住戸内	の設備を	チェックして	くださし	۸,	補助	対象工事	(住戸	)						
			摺の設置								司様の住戸番号				
			差解消						_		住宅が複数あり <del>と戸」のシートを</del> (			(任尸毋	
			下幅等の扱							14.14.20.2	1, 1000	17,000 € 17.2.6	• •		
	バリアフリー改修		入口の改良	₹											
	工事		室の改良												
			所の改良												
			段の設置・	• 改良											
		口剪	倒防止												
	セルをクリックすると、		椅子使用者( した便所及で												
	択肢が出てきます。 対象となる工事にチェ	※完	了実績報告	時に、	耐震改修	工事証明書	提出のこと								
	力を入れてください。														
		□ 建	築基準法に	関する	江事										
П	用途変更 するための	□消	防法に関す	するエ	事										
	改修工事	□ ₹	の他共同居住るために必要	主用住息	号の用に供										
_/		g	るにめに必ら	その工!	₽										
<b>√</b>	間取り変更工事	改修後	の間取りに	ついて	-	2住戸を	1住戸にし	, 1Rか	51L	DKに間取り	変更工事を行	<b>う</b> 。			
	子育て世帯				. —	ください									
<b>√</b>	対応					ください									
	改修工事				選択して	ください									
_	防火•消火		火設備					「 <b>選</b> 」	71.7	くださいのセル	<b>とをクリックすると</b>	・補助が多と	· <del>d</del>		
	対策工事		報設備							NCCV100とパ 目の選択肢が表		- \ THI 40/ \ \ 1 35 \ C	. 7		
		□ <b>追</b>	難設備						工事	項目を、選んで	表示させてくださ	い。			
_	交流スペースを														
Ш	設置する工事														
		_ 00		하기구사는											
	省工ネ改修工事		日部の断熱		T++++	-H+	フルに売りつたんた								
		□ 狠	、型化)和2	至恨	<ul><li>大井まだ</li></ul>	こは木に徐	る断熱改修	)							

	安否確認のための設備の改修工事	<ul><li>□ 入居者の状況を検知する機器の設置</li><li>□ 通報装置の設置</li></ul>
		□ その他、国土交通省の協議による · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		□ 床の防音・遮音工事(二重床、床仕上げ材の改修等)
Г	防音•遮音工事	□ 壁・界壁の防音・遮音工事(多孔質吸音材料の設置等)
	的 B · 阿日丁争	□ 開□部の防音・遮音工事(防音サッシ、二重窓の設置等)
		□ その他、国土交通省の協議による
	居住のために最低	
	限必要と認められ た工事	
		□ インスペクション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事
	調査において居住 のために最低限必 要と認められたエ 事	□ 構造耐力上の安全性等
		□雨漏り・水濡れ等
ľ		□ 設備配管劣化等
		□ その他
		□ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事
	居住支援協議会等	
_	が必要と認める改 修工事	□ 防音性・遮音性の向上工事
	(専ら住宅確保要配	□ ヒートショック対策工事(浴室・脱衣室・便所・寝室)
	慮者の住環境の改善 に資する工事)	□ 防火・消火対策工事
	に貝9の工事)	<ul><li>□ その他の工事</li></ul>
	居住支援法人が見	居住支援法人名
	古住又振ぶ人が兄 守り等の居住支援	
	を行う登録住宅と	
	して運営するため	居住支援の内容
	に必要な改修工事	

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住 戸がある場合は、シートを増やして、工事内容 ごとに記入してください。

<u> 対象住戸工事内容説明書 [共同居住型以外]</u>

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意し不気を重の異なる(上戸ごとに1シートにまとめて記入)

		0 11/2	1 / /	5 7 P	, v15v-	<u> </u>								曲りは土	-	,,,,			
	住宅の名称	スマート	ウェル	レネス	アパー		該当	する登録基準	単をチ	・エックし	てく	ださい。							
<b>f</b> =	主戸の床面積	(1	戏仔住	宅)各	戸の床面	i積が1	8㎡以上	改修前	ý:	26.0	00	m i	次修	後: 26.0	00	m²			
	なる基準が定め		既存住	宅)各	戸の床面	積が1	13㎡以上	*共用部分	に共同	引して利	用す	るため適切	な台列	f、収納設備又に	浴室	若しくは	シャワー	-室を	
	ている場合は、	_	4 m*	-0/\/-	<del></del>	I++ / <del>*/*</del> +-	- =n. cm -+ -		حاده					さと同等以上の居				_	
	の表記に関わら		共用台	部分に、	石記設	備等を	を設置する	5			台店	听 🗆		収納設備 🗆	冷		シャリ	一至	
9"-	その基準に準ず る)													住型賃貸住宅の	基準	を満たすこ	ے		
		□ 賃	貸住宅	2供給促				た床面積基	準適	囲(地	域:	:	面	積基準:	m)	1			
	部屋番号				10	)3 •	203					号室		住戸状況		空室		既入居	
	付帯設備	改修前	<b>■</b> €	分所 ■	■ 便用	沂		収納設備		浴室	B	シャワー	·室	※既入居住戸		改修時	まで退	去	
	HI XB CIT CT	♂ <mark>®後</mark>	<b>■</b> £	分所 ■	■ 便原	沂		収納設備		浴室		シャワー	安	(  号室)		対象者な	が入居	斉み	
	改修前後の住戸内	の設備をき	チェック	してくだ	さい。		補助	対象工事	(1	主戸)									
		口手	摺の設	置							Т			様の住戸番号					
		口段	差解消											主宅が複数あり				は住戸毎	
		□廊	下幅等	の拡張								一个你又	文注	戸」のシートを	TF AX	U CCISE	٠° ت		
	バリアフリー改修 工事		入口の	改良															
-		□浴	室の改	良															
		□便	所の改	良															
		口階	段の設	置・改	良														
		□転	倒防止																
		_ 車棒	奇子使用	者に必	要な空間を	を確													
		☐ 保(	ンた便所	T及び浴	室等の設置	置													
	耐震改修 工事	※完了	'実績報	8告時に	二、耐震	改修工	事証明書	提出のこと	:										
F		□ 建領	築基準法	去に関す	する工事														
	するための			関する															
	改修工事	□ <del>そ</del> の する	の他共同 るために	居住用	住居の用に 工事	こ供													
	 間取り変更工事	改修後 <i>の</i>																	
		~112124	0-// 2	- := =· <b>v</b>		リアく	ください												
	子育て世帯 対応						ください												
	改修工事						ください												
		□ 消	火設備																
	防火・消火 対策工事	□ 警	報設備																
	リ水工争	□避	難設備																
	交流スペースを 設置する工事																		
	スピッ O工字 																		
	省エネ改修工事	□ 開	口部の	断熱改	修														
	日工个以沙工争	□躯	体 (外:	根・天井	は床に係	る断熱改修	)												

			□ 入居者の状況を検知する機器	
	安否確認のための設備の改修工事		□ 通報装置の設置	
	以開り以修工事		□ その他、国土交通省の協議に	による
			□ 床の防音・遮音工事(二重床	床、床仕上げ材の改修等)
			□ 壁・界壁の防音・遮音工事(	(多孔質吸音材料の設置等)
	防音•遮音工事	Г	- ┐ 開口部の防音・遮音工事(防	防音サッシ、二重窓の設置等)
			7 その他、国土交通省の協議に	
Н	セルをクリックすると、道			
Г	択肢が出てきます。			
	対象となる工事にチェックを入れてください。	' <mark> </mark>		
	うを入れていたとい。	Ī	□ インスペクション等により居	居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事
	0 こ最低限必 いめられたエ		」 構造耐力上の安全性等	
		[	□ 雨漏り・水濡れ等	住戸内の補助申請する具体的な工事内容を
		[	3 設備配管劣化等	記述してください。
	/	[	<mark>」</mark> その他	
			■ 入居者の身体等の状況に応じて	て必要となる工事 脱衣所・玄関に腰掛台設置
	居住支援協議会等 が必要と認める改		コ 安全性能の向上工事	
<b>V</b>	修工事		□ 防音性・遮音性の向上工事	
•	(専ら住宅確保要配		■ ヒートショック対策工事(浴室	室・脱衣室・便所・寝室) 普通便座を暖房便座に交換、風呂・脱衣所に暖房乾燥機設置
	慮者の住環境の改善 に資する工事)		」 防火・消火対策工事	
			] その他の工事	
	居住支援法人が見		居住支援法人名	
	守り等の居住支援	_		
	を行う登録住宅と			
	して運営するため		居住支援の内容	
	に必要な改修工事			

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入 力されます。正しく入力されているかご確認ください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住 戸がある場合は、シートを増やして、工事内容 ごとに記入してください。

### 

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してください。の異なる(上戸ごとに1シートにまとめて記入)

		]一任人	91 フかコ	]一刈家工争	_				.1+	医番号は宝	し記入ノノ	
	住宅の名称		ウェルネス			する登録基準						
1	住戸の床面積		既存住宅) 含	5戸の床面積か	【18㎡以上		j: 26.0	)O m²	改修	後: 26.0	)O m²	
	なる基準が定め		(既存住宅) (	S戸の床面積か	<sup>*</sup> 13㎡以上	*共用部分	二共同して利	用するため適	切な台列	所、収納設備又は	は浴室若しくは	シャワー室を
	ている場合は、					備えるこ	とにより、各	住居部分に備	える場合	合と同等以上の居	住環境が確保	される場合
	の表記に関わら		共用部分に	、右記設備等	を設置する	3		工事内容	が同様	の住戸番号を	記入してくださ	さい。
	その基準に準ず	V PB	会尚 公正	スの地の民たの日	ロールオフカ	に供する部分を賃借人が共同して利用 また、既入居住宅が複数あり、状況が異なる場合は住戸毎 に「様子なたま」のと、 トキ作成してどさい。						
	る)			促進計画による				に「様式の	6交住戸	「」のシートを作り	成してください	۸.
	部屋番号			104	• 204			号	室	住戸状況	■空室	□ 既入居
	付帯設備	改修前	■ 台所	■ 便所		収納設備	■ 浴室	ロ シャワ	フー室	※既入居住戸	□ 改修時	まで退去
	19.05.02/16	♂ <mark>修後</mark>	■ 台所	■ 便所		収納設備	■ 浴室	ロ シャワ	フー室	(  号室)	□ 対象者が	が入居済み
	改修前後の住戸内	の設備を	チェックしてく	 ださい。	補助	対象工事	(住戸)		•		•	
			摺の設置		,,,,,,,,							
		■段	差解消		玄関の段	差を緩和()	土間を10cm	かさ上げ、	居室内	の段差を床か	さ上げにより	)解消する。)
			下幅等の拡張	Ę								
	バリアフリー改修 工事		入口の改良									
			字の改良									
	<del></del>		主の改良 所の改良									
			がい	ut 🖨								
				XX								
		山野	倒防止									
	h 11 + h11 h-+ 7	· • •		必要な空間を確								
	セルをクリックする - <del>択肢が出てきます</del>		した便所及び									
П	択肢が出てきます。 対象となる工事に	<b></b> ※完了	了実績報告時	に、耐震改修:	工事証明書	提出のこと						
	うを入れてください											
	用途変更	建	築基準法に関	する工事								
	<sup>用速复更</sup> するための	□ 消	防法に関する	る工事								
	改修工事	□ <sup>₹</sup>	の他共同居住	用住居の用に供 な工事								
		<u></u>	るために必要	4工多								
	間取り変更工事	改修後6	の間取りにつ	いて								
	子育て世帯			選択して	ください							
	対応			選択して	ください							
	改修工事			選択して	ください							
		□消	火設備									
	防火・消火	口警	報設備									
	対策工事	口避	難設備									
	交流スペースを											
	設置する工事											
	45	口開	口部の断熱	以修								
	省エネ改修工事			<u>~ !*</u> 星根・天井また	は床に係	る断熱改修	1					
			🗸 🚣 '		,,,,,,							

	安否確認のための 設備の改修工事	<ul><li>□ 入居者の状況を検知する機器の設置</li><li>□ 通報装置の設置</li><li>□ その他、国土交通省の協議による</li></ul>
	防音•遮音工事	□ 床の防音・遮音工事(二重床、床仕上げ材の改修等) □ 壁・界壁の防音・遮音工事(多孔質吸音材料の設置等) □ 開口部の防音・遮音工事(防音サッシ、二重窓の設置等) □ その他、国土交通省の協議による
	居住のために最低 限必要と認められ た工事	
	調査において居住 のために最低限必 要と認められた工 事	□ インスペクション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事  □ 構造両刀上の安全性等 <b>該当する工事にチェックを入れてください。</b> □ 認備の・水濡れ等 □ 設備配管劣化等
<b>√</b>	居住支援協議会等が必要と認める改修工事(専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事)	<ul> <li>■ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事</li> <li>□ 安全性能の向上工事</li> <li>□ 防音性・遮音性の向上工事</li> <li>■ ヒートショック対策工事(浴室・脱衣室・便所・寝室)</li> <li>□ 防火・消火対策工事</li> <li>□ その他の工事</li> </ul>
	居住支援法人が見 守り等の居住支援 を行う登録住宅と して運営するため に必要な改修工事	居住支援法人名  居住支援の内容

### 提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入 力されます。正しく入力されているかご確認ください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住 戸がある場合は、シートを増やして、工事内容 ごとに記入してください。

**対象住戸工事内容説明書** 【共同居住型以外】

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意が気候で事の異なる(上戸ごとに 1シートにまとめて記入)

		可一住アダイブがブ同一刈家工事の違言は1ツートにまとめて記入(刘安任戸部屋番号は全て記入)>	
	住宅の名称	スマートウェルネスアパート  該当する登録基準をチェックしてください。	
	住戸の床面積	(既存住宅) 各戸の床面積が18㎡以上 改修前: 13.00×2 ㎡ 改修後: 26.00 ㎡ (原本) なって できない カース・カース かんしょう はまま こうしょう はいま (原体) は アン・フェース カース・フェース カース・フェース アン・フェース カース・フェース	
	なる基準が定め れている場合は、	□ (既存住宅) 各戸の床面積が13㎡以上 *共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を 備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合	
右村	聞の表記に関わら その基準に準ず	□ 共用部分に、右記設備等を設置する □ 台所 □ 収納設備 □ 浴室 □ シャワー室	
9	る)	※居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、共同居住型賃貸住宅の基準を満たすこと 「賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用(地域: 面積基準: ㎡)	
	部屋番号	105 号室 住戸状況 □ 空室 ■ 既入居	3
	付帯設備	改修前 ■ 台所 ■ 便所 □ 収納設備 ■ 浴室 □ シャワー室 ※既入居住戸 □ 改修時まで退去	
		は「修後 ■ 台所 ■ 便所 ■ 収納設備 ■ 浴室 ロシャワ 室 (号室) ■ 対象者が入居済み	
	改修前後の住戸P	内の設備をチェックしてください。 補助対象工事(住戸)	
		│ 」 「 手摺の設置	
		□ 段差解消 また、既入居住宅が複数あり、状況が異なる場合は住戸	毎
		□ 廊下幅等の拡張	
	バリアフリー改修	□ 出入口の改良	
	工事		
		□ 使所の改良	
		□ 階段の設置・改良	
		車椅子使用者に必要な空間を確 保した便所及び浴室等の設置	
	耐震改修	※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと	
	工事	から一大震・大田・日本・一郎を表示である。	
	用途変更	建築基準法に関する工事	
	するための	□ 消防法に関する工事	
	改修工事	その他共同居住用住居の用に供するために必要な工事	
	間取り変更工事	改修後の間取りについて	
	子育て世帯	選択してください	
	対応	選択してください	
	改修工事	選択してください	
	rt.i. W.i.	□ 消火設備	
	防火・消火 対策工事	□ 警報設備 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
	77.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7	□ 避難設備	
	交流スペースを		
	設置する工事		
	省工ネ改修工事	□ 開口部の断熱改修 □ 躯体(外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)	

	安否確認のための		□ 入居者の状況を検知する機器	の設置		
	設備の改修工事		回 通報装置の設置			
	21113 - 2112 - 2		□ その他、国土交通省の協議に	よる		
			□ 床の防音・遮音工事(二重床	、床仕上げ材の改修等)		
_	0±		□ 壁・界壁の防音・遮音工事(	多孔質吸音材料の設置等)		
Ш	防音・遮音工事		□ 開口部の防音・遮音工事(防	音サッシ、二重窓の設置等)		
			□ その他、国土交通省の協議に	よる		
	居住のために最低					
	限必要と認められ					
	セルをクリックすると、選	$\triangle$			Hart-de-Color Color	
	R肢が出てきます。 R			住のために補修改修が必要であると	に指摘を受けた工事	
3	が発生なる工事に表示。 対象となる工事に表示》		□ 構造耐力上の安全性等			
	多名称的技术		□ 雨漏り・水濡れ等			
			□ 設備配管劣化等			
			□ その他			
7			■ 入居者の身体等の状況に応じて	必要となる工事 脱っ	衣所・玄関に腰掛台設置	
	居住支援協議会等 が必要と認める改		□ 安全性能の向上工事			
	修工事		□ 防音性・遮音性の向上工事			
<b>√</b>	(専ら住宅確保要配		■ ヒートショック対策工事(浴室	・脱衣室・便所・寝室) 普遍	通便座を暖房便座に交換 風呂・脱衣所に暖房乾燥	<b>操機設置</b>
	慮者の住環境の改善 に資する工事)		□ 防火 当火対策工事			
	に貝9の工事)			ックすると、選択肢が出てきます。		
			居住支援法人名	<del>「事にチェックを入れてください。</del>	住戸内の補助申請する具体的なエ	事内容
	居住支援法人が見 守り等の居住支援				を記述してください。	
П	を行う登録住宅と					
	して運営するため		居住支援の内容			
	に必要な改修工事		-			

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入 力されます。正しく入力されているかご確認ください。

対象住戸工事において、工事内容が別の住 戸がある場合は、シートを増やして、工事内容 ごとに記入してください。

### <u>刘象住戸工事内容説明書</u> [共同居住型以外]

住宅の名称を記入してください。誤りがないよう注意してくださいの異なる(上戸ごとに1シートにまとめて記入)

		一住 <mark>ア</mark> タイプかつ同一対象工事の <mark>場合は1シートにまとめて記入(対象住戸部屋</mark> 番号は全て記入)>					
	住宅の名称	スマートウェルネスアパート  該当する登録基準をチェックしてください。					
住戸の床面積 (異なる基準が定め られている場合は、 右欄の表記に関わら ずその基準に準ず る)		□ (既存住宅)各戸の床面積が18㎡以上 改修前: 13.00×2 ㎡ 改修後: 28.50 ㎡ □ (既存住宅)各戸の床面積が13㎡以上 *共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各住居部分に備える場合と同等以前が確保される場合					
		□ 共用部分に、右記設備等を設置する □ 台所 □ 収納設備 □ 浴室 □ シャワー室  ※居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合は、共同居住型賃貸住宅の基準を満たすこと □ 賃貸住宅供給促進計画による緩和された床面積基準適用(地域: 面積基準: ㎡)					
	部屋番号	205 号室 住戸状況 ■ 空室 □ 既入居					
	付帯設備	<ul> <li>改修前</li> <li>● 台所</li> <li>● 便所</li> <li>□ 収納設備</li> <li>■ 浴室</li> <li>□ シャワー室</li> <li>※既入居住戸</li> <li>□ 改修時まで退去</li> <li>□ 対象者が入居済み</li> </ul>					
	改修前後の住戸内	の設備をチェックしてください。 補助対象工事(住戸)					
	WIND OF THE PERSON OF THE PERS	□ 手摺の設置 <b>エ事内容が同様の住戸番号を記入してください。</b>					
		□ 段差解消 また、 <b>既入居住宅が複数あり、状況が異なる場合は住戸毎</b>					
		□ 廊下幅等の拡張 に「様式6交住戸」のシートを作成してください。					
	バリアフリー改修	□ 出入口の改良					
	工事	□ 浴室の改良					
	_ 5	□ 便所の改良					
		□ 階段の設置・改良					
		□ 転倒防止					
	セルをクリックすると、 択肢が出てきます。						
	対象となる工事にチェクを入れてください。	。 ※完了実績報告時に、耐震改修工事証明書提出のこと					
		建築基準法に関する工事 住戸内の補助申請する具体的な工事内容を					
П	用途変更 するための	□ 消防法に関する工事 記述してください。					
	改修工事	□ その他共同居住用住居の用に供 するために必要な工事					
V	間取り変更工事	改修後の間取りについて 3DKを2LDKの間取りに変更するため、ダイニングと隣接する居室の壁を撤去し、LD として利用できるように改修する。					
	子育て世帯	選択してください					
	対応	選択してください					
	改修工事	選択してください					
	ロナンフ いまくしょ	□ 消火設備					
	防火・消火 対策工事	□ 警報設備					
	ハベエナ	□ 避難設備 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■					
	☆☆フ^º フた						
	交流スペースを 設置する工事						
	以后3の工事						
	ター ウル 枚 丁 市	□ 開□部の断熱改修					
当工ネ改修工事 □ 躯体(外壁、屋根・天井または床に係る断熱改修)							

	安否確認のための設備の改修工事	<ul><li>□ 入居者の状況を検知する機器の設置</li><li>□ 通報装置の設置</li></ul>
		□ その他、国土交通省の協議による · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		□ 床の防音・遮音工事(二重床、床仕上げ材の改修等)
Г	防音•遮音工事	□ 壁・界壁の防音・遮音工事(多孔質吸音材料の設置等)
	的 B · 阿日丁争	□ 開□部の防音・遮音工事(防音サッシ、二重窓の設置等)
		□ その他、国土交通省の協議による
	居住のために最低	
	限必要と認められ た工事	
		□ インスペクション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事
	調査において居住 のために最低限必 要と認められたエ 事	□ 構造耐力上の安全性等
		□雨漏り・水濡れ等
ľ		□ 設備配管劣化等
		□ その他
		□ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事
	居住支援協議会等	
_	が必要と認める改 修工事	□ 防音性・遮音性の向上工事
	(専ら住宅確保要配	□ ヒートショック対策工事(浴室・脱衣室・便所・寝室)
	慮者の住環境の改善 に資する工事)	□ 防火・消火対策工事
	に貝9の工事)	<ul><li>□ その他の工事</li></ul>
	居住支援法人が見	居住支援法人名
	古住又振ぶ人が兄 守り等の居住支援	
	を行う登録住宅と	
	して運営するため	居住支援の内容
	に必要な改修工事	

# 提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

### 共用部工事內容說明書【共同居住型以外】

< 共用部の工事がある場合、専用部に属する共用部、建物全体の共用部、その他共用部ごとに1シートに記入>

住宅の名称	スマートウェル				施する共用部の箇所をチェックしてください。	
共用部の箇所	口 専用部に原	属する共用部	建	物全体の共用部 口	その他(	)
工事部位	室名			工事内	内容(記述)	
廊下•階段	_	共用廊下•階	段に手すりを	設置し、階段の勾配	配を緩くする。	
アプローチ	-	スロープの新				
				共用部に関するエ	事の全体像が把握できる様に工事を行う部	位、内容につい
サ用部の補助対象となる工事を				<ul><li>て記述してください</li><li>下欄の補助対象エ</li></ul>	ヽ。 Ľ事欄にたいする補足説明も記入してくださし	١,
ー <del>チェックしてくださ</del> い。		1	補助対象	工事(共用部)		
	■ 手摺の設置	置	共用廊下と共用	用階段に手すりを設置		
<u></u>	□ 段差解消					
	□ 廊下幅等の	の拡張				
	□ 出入□の3	收良			対象となる工事内容をチェックし、黄色の	
バリアフリー改	□ 浴室の改良	₹		行に、工事の内	容を記述してください。	
修工事	□ 便所の改良	-				
	階段の設置	置・改良	現状の階段より	の蹴上を低く、踏面を	と広げ段数を増加する	
	□転倒防止					
	ロエレベータ	3 - 5-1	11L 602		+7070 74508	
	■ 外構に関われる				までのスロープを設置	
□ 耐震改修 工事	※元∫美績報	告時に、耐震改	修工事証明書坛	出のこと		
田冷亦西	□ 建築基準法	に関する工事				
用途変更 □ するための	□ 消防法に関	関するT事				
改修工事		300円3 居住用住居の用に に必要な工事				
 同取り変更						
工事	改修後の間取り					
子育て世帯			ノてください			
対応改修工事			ノてください		共用部に、子育で世帯対応改修工事があ	る場合は、
以修工争		選択し	ノてください		「選択してください」のセルをクリックすると	補助対象と
「 防火・消火	当火設備				する工事項目の選択肢が表示されます。 該当工事項目を、選んで表示させてくださ	-1.
対策工事	□ 警報設備				また、黄色の行に具体的な工事内容を記	The state of the s
	□避難設備				().	
┌ 交流スペースを						
□設置する工事						
	□開口部の関	新熱改修 新熱改修				
省エネ改修工事	□躯体(外型	壁、屋根・天井	または床に係る	新熱改修)		

	安否確認のため の設備の改修工事	□ 入居者の状況を検知する機器の設置
		□ 通報装置の設置
		□ その他、国土交通省の協議による
	〕防音・遮音工事	□ 床の防音・遮音工事(二重床、床仕上げ材の改修等)
		□ 壁・界壁の防音・遮音工事(多孔質吸音材料の設置等)
		□ 開口部の防音・遮音工事(防音サッシ、二重窓の設置等)
	居住のために	
	最低限必要と認 められた工事	
	調査において居 住のために 最低限必要と 認められた工事	<ul><li> 一 インスペクション等により居住のために補修改修が必要であると指摘を受けた工事 </li></ul>
		構造耐力上の安全性等
		雨漏り・水濡れ等
		□ 設備配管劣化等 <u></u>
		□ その他
	居住支援協議会等が必要と認める改修工事(専ら住宅確保要配慮者の住環境の改善に資する工事)	□ 入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事
		安全性能の向上工事
Ιп		□ 防音性・遮音性の向上工事
_		Lートショック対策工事(浴室・脱衣室・便所・寝室)
		□ 防火・消火対策工事
		□その他の工事
	居住支援法人が 見守り等の居住 支援を行う登録 住宅として運営 するために必要 な改修工事	居住支援法人名
_		
Ш		居住支援の内容

# 提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

### 于育て支援施設工事内容説明書【共同居住型以外】

<【共同居住型以外】で子育て支援施設の工事がある場合に記入>

補助対象となる子育て支援施設の内容						
施設の名称	施設種別 根拠法等事業種別	施設面積				
	児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業					
すまいる子育てサロン	公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民等 の自主運営による共同育児活動の場に供するスペース	52.00	m			
施設の名称を記入してください。			m			
			m			
			m			

※完了実績報告時に、子育て支援施設の適正運用が確認できる書類等を提出してください

工事部位・内容(記述)			
工事個所	既存建物の1階部分の一部		
補助対象となる子育て支援工事	既存住戸4室を子育でサロンに改修する以下の工事 ・サロンスペース、専用トイレ、調理室等の設置 ・上記内装工事 ・上記格排水衛星設備工事 ・上記電気設備工事 ・上記電気設備工事 ・上記空調工事		
補助対象外となる子育て支援工事	・壁掛工アコン設置工事 ・消火器設置		

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

### 改修工事前後の写真(外観・内観)

- \*外観は、建物立地が確認できるものとしてください。
- \*交付申請時は改修工事前の写真を左に、完了実績報告時は改修工事後の写真を右欄に添付してください。

改修前	改修後	
敷地の周囲を含んだ建物全体の写真	敷地の周囲を含んだ建物全体の写真	
交付申請に貼付	完了実績報告に貼付	
敷地周辺と建物の関係がわかる	遠景写真を貼り付けてください。	
撮影日 令和 ● 年 8 月 1 日	撮影日 令和 年 月 日	

撮影日を記入してください。

(申請者名)

株式会社 SN住宅 <

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

### 改修前後の建物全景写真

\*交付申請時は改修工事前の写真を左に、完了実績報告時は改修工事後の写真を右欄に添付してください。

*文刊中間時は以修工争削の与其を生に、元」美績報合時は	改修工争後の子具を11側に添けりして人に合い。	
北側	立面	
10円	五田	
交付申請に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと 四方向の全景写真を貼り	完了実績報告に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと 付けてください。	
ARRICO ATO A PORT OF THE PROPERTY OF THE PROPE	128/D ATS	
撮影日 令和 ● 年 8 月 1 日	撮影日 令和 年 月 日	
東側	立面	
交付申請に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと	完了実績報告に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと	
撮影日 令和 ● 年 8 月 1 日	撮影日 令和 年 月 日	
南側	立面	
交付申請に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日: 写真内に黒板等で写すこと	完了実績報告に貼付 立面全体がわかる写真を添付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと	
撮影日 令和 ● 年 8 月 1 日	撮影日 令和 年 月 日	
撮影日 令和 <mark>● 年 8 月 1 日</mark> 西側	振影日 令和 年 月 日 立面	

部屋番号 101

改修前図面と整合している部屋名(部屋番号)を記入 してください。

改修前・中・後の全室、部位(外部・内部)写真 補助要件確認写真 \*交付申請時は改修工事前の写真を左に、工事中の写真を中心に、完了実績報告時は改修工事後の写真を右欄に添付してください。

		改修後	
室名 居間 部位 壁	室名	室名 部位	
対象住戸工事において、工事内容が同じでも別の申請対象住戸がある場合は、シートを増やして申請する全ての住戸の写真を添付してください。  交付申請に貼付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと	工事完了後に目視で工事内容が確認ができなくなる 補助対象工事(断熱材、構造材等)については、工 事中の写真を添付してください <b>3</b>	完了実績報告に貼付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと でください。	
撮影日 令和 ● 年 8 月 1 日	撮影日 令和 年 月 日	Table 0	
室名	室名部位	室名 部位	
交付申請に貼付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと 撮影日 令和 年 月 日	工事完了後に目視で工事内容が確認ができなくなる 補助対象工事(断熱材、構造材等)については、工 事中の写真を添付してください 撮影日 令和 年 月	完了実績報告に貼付 撮影日:写真内に黒板等で写すこと 撮影日 令和 年 月 日	

(委任状)

(申請者名)

株式会社 SN住宅

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入力されます。正しく入力されているかご確認ください。

様式1交の交付申請者が委任する事務担当者への委任状になります。 申請者と事務担当者が異なる場合に記入してください。

補助事業の名称 スマートウェルネス住宅等推進事業

賃貸 太郎

対象事業名 セーフティネット専用住宅改修事業(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業)

住 宅 の 名 称 スマートウェルネスアパート

私は、下記の者を、表記の事業に係る事務担当者と定め、本件事業における 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業交付事務局との唯一の連絡窓口とし て指名するとともに、本件事業の実施に関する手続き業務の一切を委任しま す。

記

様式1交の事務担当者と一致させてください。

事務担当者氏名

 法
 人
 名

 所
 属
 •
 役
 職

株式会社SN住宅 企画部 部長

住 所 〒 111-0000

東京都千代田区神田〇-〇-〇

事務担当者の任期

補助事業の実施に関する一切の業務が完了し、定期報告窓口に 業務を引き継ぐまで。ただし、委任者が後任事務担当者を指名 した場合は、この限りではない。

#### 交付申請事前審査提出日を記入してください。

令和 ● 年 8 月 1 日

委任者住所

**T** 111-0000

様式1交の交付申請者と一致させてください。

東京都千代田区神田〇-〇-〇

委 任 者 氏 名 株式会社SN住宅 代表取締役 住宅 花子

0,00

182.00

130.00

312,00

株式会社 SN住宅

部屋番号

S

†1 部屋番号

S

†1 部屋番号

S

+1 部屋番号

S

+1

部屋番号

t1

0.0000

0.0000

0,000

0.1

0.1

0.0000

0.0000

0.0000

0.1

0.1

5階

4階

3階

1階

陛

住

面 2階

積

提出リスト(共同居住型以外)のシートに記入すると、自動入 力されます。正しく入力されているかご確認ください。

> 面積按分の必要な共用部の工事がある場合、按分面積表を作成してくださ 補助対象住戸部分 補助対象外住戸の部屋番  $(m^2)$ 住戸面積 補助対象外 号と、補助対象外住戸床 住戸等部分 合計 住戸部屋番号 面積の合計を記載してくだ (m²)  $(m^2)$ 住戸面積(S) 計 戸当たり比率(t1:s/a) 0,00 0.00 0.0000 0.0000 0.0000 0.0000 0.00 0.00 0.0000 0.0000 0.0000

合計

0.0000

0.0000

0,0000

0.1

0.1

0.0000

0,0000

0.1

0.1

改修計画の住戸面積を記入して按分面積表 を作成してください。

0,0000

0.1

0.1

0.0000

0

0

0,0000

0

0

c=a+b 0.83331

52.00

0.00

130,00

130,00

260,00

#### <作表手順>

- (1)補助対象住戸部分の黄色欄上段に補助対象住戸の部屋番号(室名)を記入してください。
- (2)補助対象住戸部分の黄色欄下段に1戸ごとの住戸面積を記入してください。
- (3)補助対象外住戸部分の黄色欄に各階の補助対象外住戸面積の合計を記入してください。共用廊下や階段等は含めないで下さい。
- (4)t1は補助対象住戸面積合計に対する1戸ごとの住戸面積の比率です。自動計算されます。
- (5)t2は補助対象外住戸も含めた住戸面積全体に対する補助対象住戸面積合計の比率です。自動計算されます。
- (6)この表の欄が足りない場合は、申請建物に応じて表を修正してください。

### <注意>

住戸面積の算出方法は建築基準法に準拠します。ポーチ・アルコープは住戸の使用実態に合わせ、

必要に応じて住戸面積又は共用部面積に含めて下さい。